平成２８年（フ）第１８１号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町１丁目４番43号岡崎マンション４－Ｃ
破産者　森　　和哉
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
大阪府岸和田市尾生町４丁目４番72―102号
破産者　持倉　貴久
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目15―６セント立花303、開始決定時大阪府貝塚市地藏堂53番地５－２－1208
破産者　原田　憲二
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
大阪市住之江区安立４丁目５番12号サングリーン住之江103、破産手続開始決定時の住所大阪府岸和田市下池田町２丁目２番２号（前々住所）大阪府岸和田市箕土路町２丁目１番12号グランエクセル箕土路205号
破産者　尾曲　幸一
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
大阪府岸和田市春木元町１番37号
破産者　ＭＴタイヤサービスこと　村田　邦彦
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
（住民票上の住所）福岡県久留米市西町652番地　パークヒル西町Ｃ棟212号
破産者　大西　恵子
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３８５号
札幌市中央区大通西10丁目４番地125　ライオンズマンション第５大通701号
破産者　佐藤　勝太
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
岩手県久慈市長内町第36地割９番地12、前住所千葉県市川市国府台５丁目21番22号　メゾンドールＫ102号
破産者　下坪　祐太
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第１０６号
群馬県吾妻郡中之条町大字生須360番地１生須団地59―２－１
破産者　今井　浩則
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８８号
群馬県渋川市北橘町小室648番地
破産者　星野　　武
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８９号
群馬県渋川市北橘町小室648番地
破産者　星野　　博
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５１９号
さいたま市南区内谷５丁目27番９―302号
破産者　市川　喜久
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５０号
埼玉県新座市本多１丁目14番22―702号
破産者　押領司　彰
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５８号
川崎市麻生区王禅寺西５丁目３番５―205号
破産者　星　美恵子
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
新潟市中央区南浜通１番町373番地３　チサン南浜708号
破産者　加藤美枝子
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９１号
新潟市東区東中野山４丁目７番11号
破産者　田辺　仁志
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３００号
新潟市中央区女池上山３丁目14番14号　メゾンフェニーチェⅡ102号
破産者　横山　　潤
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０２号
新潟市江南区茜ケ丘８番11号　コーポ幸102号
破産者　大瀧　健治
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部